

I. 生活保護法における後発医薬品の取扱い

(1) 生活保護法 抜粋
(昭和二十五年法律第百四十四号)

(医療扶助の方法)

第三十四条

<旧>

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができると認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

<新> (H30 改正案)

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができると認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

II 生活保護法関係通知 第4章 医療扶助運営要領

て地域差が見られ、低率にとどまっている地方自治体については、後発医薬品の使用促進について更に取組を進める必要がある。

(3) 経済・財政再生計画改革工程表の策定について

政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太の方針2015）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するため、主要歳出分野ごとにKPIを設定した改革工程表が平成27年12月に策定されたところである。

後発医薬品については、骨太の方針2015において、その数量シェアを医療全体で「2017年央70%、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引き上げ」とする目標が掲げられており、これを踏まえ、改革工程表においては、生活保護における使用割合の目標について、「2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する」と設定したところである。

2. 院外処方に関する後発医薬品に関する取組

(1) 基本的な考え方

ア 後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であると認められた医薬品であり、国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる。

イ 上記1(1)及び(2)並びに上記ア等を総合的に勘案し、生活保護制度においては、処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、後発医薬品を原則として使用することとする。

ウ 処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合にもかかわらず、先発医薬品の使用を希望する者に対しては、薬局において、先発医薬品を希望する事情等を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤し、その先発医薬品を希望する事情等を福祉事務所に伝達するものとする。

エ 福祉事務所は、上記ウの先発医薬品を希望する事情等を勘案し、明らかにその理由に妥当性がないと判断される場合には、福祉事務所が行う服薬指導を含む健康管理指導の対象にする。

(2) 生活保護受給者に対する周知

福祉事務所は、生活保護受給者に対して、別添1の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、上記(1)アないしエについて周知徹底を図ること。

(3) 指定医療機関に対する取組

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）の指定を受けている病院、診療所（以下「指定医療機関」という。）に対して、本取組について理解を求めること。

(4) 指定薬局に対する取組

生活保護法の指定を受けている薬局（以下「指定薬局」という。）に対して、別添2の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、本取組及び以下の事項について理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

ア 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんが発行された生活保護受給者に対して、原則と

出典：生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて

<平成25年5月16日 社援保発0516第1号>（下線は高橋千鶴子事務所による）

<旧・保護のしおり>

生活保護のしおり

保護を受けている人の権利

◆ 日本国憲法に定める、健康で文化的な最低限度の生活が保障されます。

生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けることができます。

- 1 生活扶助 衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために最低限必要な費用
- 2 住宅扶助 家賃、地代、住宅の補修などの費用。限度額があります。
- 3 公営住宅の家賃については、原則として小田原市が直接納付します。

※公営住宅の家賃については、原則として小田原市が直接納付します。

- 4 医療扶助 医薬費、治療材料など
- 5 介護扶助 介護サービスを受ける場合の自己負担金
- 6 出産扶助 分娩料など
- 7 生業扶助 高等学校就学費や就職するために必要とする経費
- 8 葬祭扶助 火葬などに要する経費

※次のような事由がある場合、すでに決定された保護の内容が変更されることがあります。

- ◎扶養義務者による扶助を受けられるようになったとき
- ◎他法・他施策の活用により生活が維持可能な状態になったとき
- ◎収入申告等の各種届出の手續きや被保護者としての義務を怠ったとき
- ◎福祉事務所からの指導に従わないとき

※記載されているのは事例の一部です。

◆ 保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に異議事に対して、審査請求することができます。

◆ あなたが受け取る保護費や保護の物品に対しては、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

<新・保護のしおり>

○保護費の支給方法

①毎月の保護費

保護費は、原則として毎月5日(5日が土日、祭日に当たる場合は、その直前の平日)に指定の金融機関へ振り込みを行います。



②臨時の保護費

アパートの契約更新料や選挙定額代など、臨時で必要となる一時的な保護費については、毎月分の保護費に合わせて支給するか、臨時的に支給することもできます。

●生活保護を利用するかたの権利

生活保護を利用するかたには、次のような権利が保障されます。

- 1. 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。
- 2. 正当な理由なく、保護費の減少や生活保護を利用できなくなるようなことはありません。
- 3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※生活保護の実施、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に異議事に対して、審査請求することができます。

●生活保護を利用するかたの義務

- 1. 生活向上に向けた努力をする
働けるかたはその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。病気やけがで働けないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。



- 2. 保護費を支給目的のために使う
住宅の家賃、給食費や教材費などの学費金は、それぞれの使途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃や学費滞納などを滞納された場合は、代理給付として福祉事務所が債権者に直接請求を行うことがあります。



- 3. ケースワーカーの指示に従う
ケースワーカーから、生活保護の目的達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。

＜旧・保護のしおり＞

生活保護のしおり

生活保護制度について

病気などのやむを得ない理由で収入を得ることができなくなったり（世帯）で、活用する資産が全く無く、他の施策を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に対して、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障するものです。なお、努力回等に加わっている方については、罷免が確認できない限り原則として生活保護を受給することはできません。

他法・他施策の活用

生活保護よりも民法上の扶養義務（特に親子・兄弟間）の方が優先されますので、ご親族等から援助を受けることができます。また、生活保護以外にも生活を支えるための様々な公的な制度があります。生活保護は、これらの制度を利用して生活をお困りのかたに対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。

医療	高額療養費・高額療養費貸付 入院食事代の軽減 特定医療医療助成 異院障害医療	貸付 手当 教育	生活福祉資金 母子福祉資金 児童手当・児童扶養手当等 在宅障害者手当 就学奨励費
----	---	----------------	--

保護の要否

下図のように生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）に対して、保護を要するご世帯の収入（給料、各種手当、養育費なども含まれます。）が不足する場合は保護が適用され、不足部分を補います。自分のできる収入が最低生活費を超える場合には、保護は適用されません。また、働く能力のある方は、その能力を最大限活用していただくことが必要です。
※保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

世帯収入	年金・手当 仕送・養育費	生活保護費
世帯全員で得ることができる収入		不足してしまう生活費

最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます。）	住居費 介護費 医療費
生活費	教育費

生活保護と資産の関係

生活保護を申請する方に最低生活費の1か月分以上の資産がある場合は、申請をされても保護が適用されない場合があります。
生活保護の申請をされますと、銀行や郵便局、生命保険会社などに資産調査をさせていただきます。なお、対象となる口座等は同一世帯の全員の分になります。また、売却可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に当てさせていただきます。生活保護受給中は、原則的に自家用車の運転はできませんので処分を指導させていただきます。

＜新・保護のしおり＞

1 相談（生活にお困りになったら・・・）



生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所へ相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との支援状況などを相談させていただきます。プライベートな部分もあるため、お話し可能な範囲で詳しく説明を聞き、ご希望をご相談ください。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が可能な場合には申請をしてください。また、事務所だけでなく、電話での相談もできます。

2 申請（意思があればごなただでも）

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、福祉事務所へ申請書類を提出します。福祉事務所にも申請書類がありますので、お取り取りいただき、記入してください。また、申請に伴い、調査に必要な資料や資産状況を提出できる資料なども求められることがあります。なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。



3 調査（調査内容と制度について）

ここでは、生活保護の決定に関わるものについて説明していきます。

●生活保護と資産の関係

生活保護の申請をされますと、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家賃、自動車、高価な金品など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。



ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められますし、個別の事情によっては、自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

●能力の活用

働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害、その他の理由で働けないかたは、その困難を解決します。



無根拠生活保護に批判

高橋千鶴子

滋賀県内、生活保護の相違点を呈示している「おとり」なる冊子が、4月の選挙に際し、選挙区に配布された。冊子には、選挙区をめぐり、「生活保護に携わっている」といふことが、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。

選挙区に示されている「おとり」なる冊子には、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。

野州市が生活保護制度で渡している冊子。妊娠が判明した時点で「中止となる場合がある」とあるが、冊子には「中止となる場合がある」とある。

滋賀4市冊子

冊子の内容は、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。

現金数万円まで・飲酒のしつこ

「おとり」冊子の趣意をめぐり、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。

選挙区に示されている「おとり」なる冊子には、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。

生活保護

滋賀4市不適切冊子

排除の説明「妊娠で廃止も」

選挙区に示されている「おとり」なる冊子には、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。

選挙区に示されている「おとり」なる冊子には、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。

選挙区に示されている「おとり」なる冊子には、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。

選挙区に示されている「おとり」なる冊子には、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。

選挙区に示されている「おとり」なる冊子には、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。冊子には「生活保護の相違点を呈示している」とあり、選挙区に示されている。

(平木大輔)